

第1章 相互応援の一般事項

1 本手引きの目的

本手引きは、地震等緊急時において、日本水道協会及び会員水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業体」という。）等による相互応援の仕組みと、これに関わる水道事業体の役割や応援活動の留意事項等を明確にすることにより、会員相互で行われる応急給水、応急復旧等の相互応援活動を迅速かつ円滑に実施し、被災した水道事業体の給水を早期に確保することを目的としている。

個々の会員にあっては、本手引きの目的を達成するために、その内容や意義について日頃から職員に周知徹底しておく必要がある。

同時に、地震等緊急時においては、被災水道事業体や応援水道事業体に限らず、全ての水道事業体が積極的に関与する姿勢を持つことが重要となる。

2 本手引きの位置づけ

被災地方公共団体からの応援要請は、その要請を受けた地方公共団体の職員の派遣、資機材の調達、現地での応急活動、そして、それらの費用の負担といった応援活動の起点をなす重要な行為であるが、本来この応援要請は、災害対策基本法や地方自治法等を根拠に「長」が「長」に対して行い、水道事業管理者は「長」の指示により行動するという流れが基本ルールとなる。

一方、多くの地方公共団体の実態として、水道事業に関する事務は地方公営企業であるということから、水道事業管理者限りでその事業運営がなされている場合がほとんどであり、また、日本水道協会の地方支部や都府県支部等を中心とした日常的な連絡・連携体制を背景に、既に近隣の水道事業体同士が自主的な協力体制を有している場合が多い。

そこで、この既存の協力体制に基づき、被災した水道事業体が他の水道事業体に対して直接応援要請を行うことは、現実的な対応であるとともに実効性の高い方法であると考えられる。

以上のことを踏まえ、本手引きは応援要請における「長」と管理者の関係のような、それぞれの地方公共団体内部の関係にまで立ち入るものではなく、「実務者としての水道事業体等が、平常時から行っておくべき事項を踏まえた上で現実的相互応援に関するルール」と位置づける。

3 情報連絡

地震等緊急時においては、地方支部長及び都府県支部長等を中心として、速やかな情報連絡を行うことが必要になるが、迅速かつ円滑な情報連絡を図るため、平時からあらかじめ地方支部及び都府県支部等内で協定を締結し、水道事業体間の情報連絡体制を確立しておくことが重要である。

また、情報連絡に関与する水道事業体、都府県支部長等、地方支部長、日本水道協会救援本部などの各主体は、それぞれの役割を認識し、互いに密接に連携するとともに、迅速かつ的確な職務の遂行を図ることが求められる。

近年の災害事例を踏まえると、被災水道事業体による速やかな応援要請と被災地への迅速な先遣調査隊及び現地調整隊の派遣が、円滑な応急給水・応急復旧、ひいては早期の給水確保につながる。

このため、各関係主体は、平時より受援体制の整備や先遣調査隊及び現地調整隊の派遣に向けた体制の構築など、地震等緊急時における初動対応の迅速化に向けた取組みを一層進めることが重要である。

【この節の内容】

- 3-1 情報連絡体制
- 3-2 先遣調査隊
- 3-3 日本水道協会救援本部
- 3-4 現地調整隊
- 3-5 広域調整隊

3-1 情報連絡体制

(1) 情報連絡体制の確立

次の地震等緊急時において、水道事業体は、地方支部及び都府県支部等の枠組みによる情報連絡を行う。

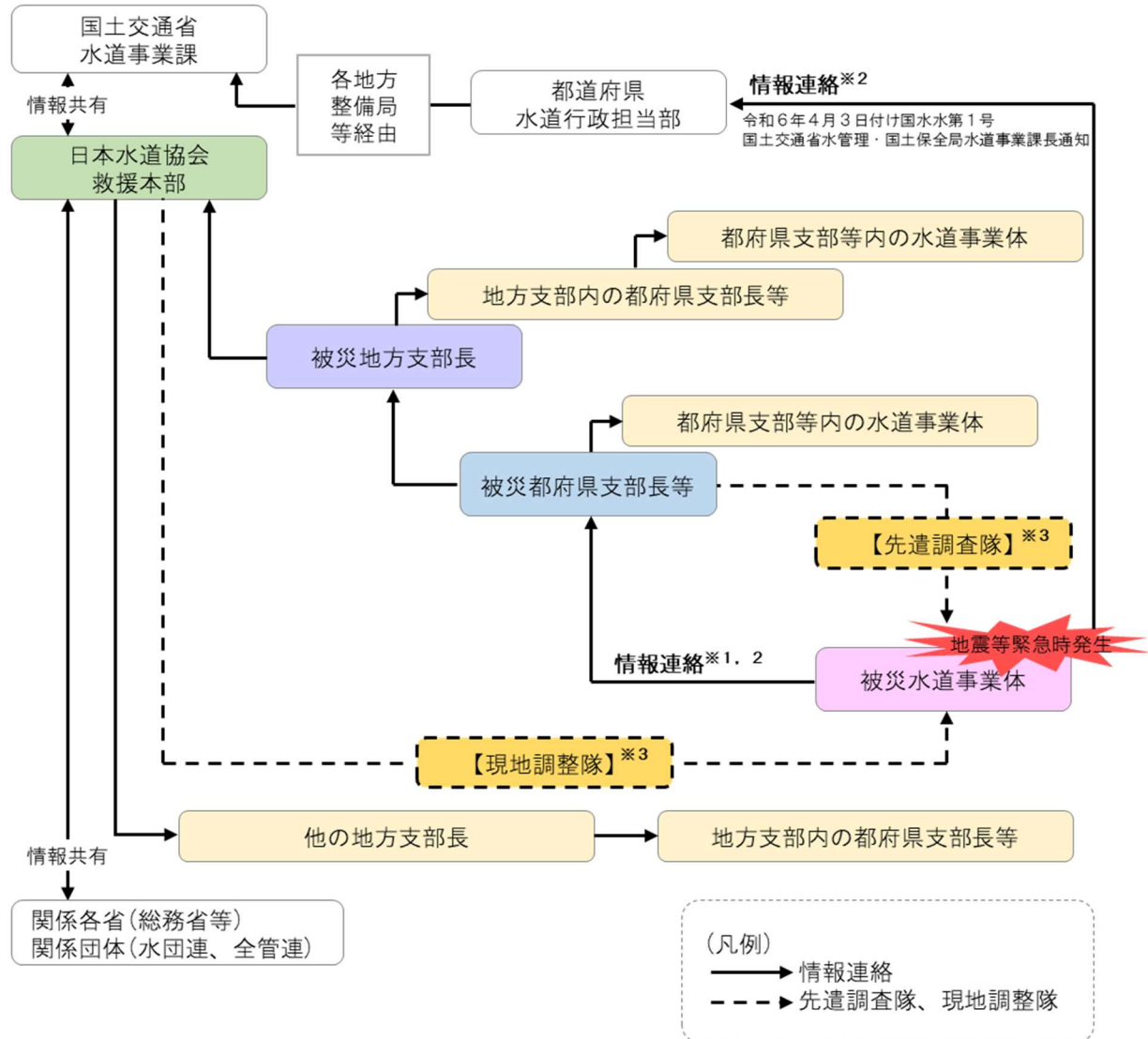
- 震度5(弱)以上の地震
- その他の自然災害及び事故等により大規模な断水が発生した場合

地方支部長及び都府県支部長等は、地震等緊急時に備え、あらかじめ地方支部及び都府県支部等内で協定を締結するなど、水道事業体間における情報連絡体制を確立しておく(様式1参照)。

また、地方支部長及び都府県支部長等が自ら被災した場合等に備え、あらかじめ他の水道事業体に対しその職務の代行又は補助を要請できるよう協定等を締結しておくことが望ましい。

(2) 情報連絡の流れ

地震等緊急時において、水道事業体は、支部組織の枠組みによる情報連絡体制に基づき、被害状況及び応援要請の有無等の早急な情報連絡を行う（図3-1参照）。



- ※1 地震等緊急時（「震度5（弱）以上の地震」又は「その他の自然災害・事故等により大規模な断水が発生した場合」）において、被災水道事業体は、速やかに「水道施設被害の有無」及び「応援要請の有無」を被災都府県支部長等に連絡する。水道施設被害が無い場合又は応援要請が無い場合もその旨を連絡する。
- ※2 被災水道事業体は、「都道府県水道行政担当部⇒地方整備局等⇒国土交通省水道事業課への連絡ルート」と「日本水道協会の枠組みによる連絡ルート」いずれにも情報連絡を行う。前者は主に施設被害や断水、応急給水・復旧の対応状況を情報集約し、後者は主に相互応援の要否確認と早期応援体制の確立を目的として情報集約するものである（様式は同一のものを採用）。
- ※3 令和7年3月改訂版より、先遣調査隊及び現地調整隊の名称を変更（先遣調査隊⇄現地調整隊）

図3-1 地震等緊急時における情報連絡の流れ

(3) 情報連絡の方法

情報連絡は、電話、無線、電子メール、FAX、コミュニケーションアプリ等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うとともに、その方法についてあらかじめ地方支部、都府県支部等内で取り決めておく。

また、地震等緊急時における確実な情報連絡のため、地方支部、都府県支部等においては、平時から定期的な訓練等を実施し、水道事業体間における情報連絡体制の確認を行うものとする。

(4) 情報連絡における役割

情報連絡体制において、被災水道事業体、被災都府県支部長等、被災地方支部長及び日本水道協会救援本部は、それぞれ次のような役割を担う。

被災水道事業体

- 地震等緊急時には、次の①、②の項目を速やかに所属する都府県支部長等に連絡する。

① 水道施設被害の有無

② 応援要請の有無

(②応援要請「有り」の場合)

- ・給水車要請台数
- ・参集場所
- ・応援活動期間の目安（不明の場合は、当面の間とする）
- ・その他（給水袋、仮設水槽持参の要否等）

なお、水道施設被害が無い場合又は応援要請が無い場合も、その旨を連絡することに留意する。

- 上記連絡については、原則書面によるものとする（様式2, 様式5）。ただし、発災初期など緊急を要する場合には、口頭等により連絡を行うとともに、後日書面を作成し、被災都府県支部長等に送付する。
- 発災以降、時間経過や状況変化に応じて、都府県支部長等に対し定期的に復旧状況及び応援活動状況等を報告する。
- なお、日本水道協会の枠組み以外による応援活動（例：都市間協定、全国市長会、全国町村会等）についても適宜取りまとめ、併せて情報提供するよう努める。

被災都府県支部長等

- 発災後速やかに、支部内の被災水道事業体における「①水道施設被害の有無」「②応援要請の有無」を収集し、取りまとめる。

- 連絡の無い被災水道事業体に対しては、都府県支部長等の積極的な働きかけにより連絡体制を確立し、上記①、②の情報収集を図る。
- 震度6（強）以上の地震が発生した場合等において、先遣調査隊を派遣する（「3-2 先遣調査隊」を参照）。
- 被災水道事業体から得た被害情報、応援要請を取りまとめ、被災地方支部長及び都府県支部等内の水道事業体に連絡する（資料1, 様式2参照）。

被災地方支部長

- 被災都府県支部長等から得た被害情報、応援要請を取りまとめ、日本水道協会救援本部及び地方支部内の都府県支部長等に連絡する（資料1, 様式2参照）。

日本水道協会救援本部

- 被災地方支部長から得た被害情報を取りまとめ、他の地方支部長及び関係各省(国土交通省、総務省等)及び関係団体(日本水道工業団体連合会(水団連)、全国管工事業協同組合連合会(全管連)等)に連絡する。
- 震度6（強）以上の地震が発生した場合等において、現地調整隊を派遣する（「3-4 現地調整隊」を参照）。
- 関係各省及び関係団体との連絡調整を密に行い、応援活動にとって必要な情報を収集し、各地方支部長に提供するとともに、会員外の水道事業体の被害状況等についても、関係者と適宜情報を共有する。
- 国土交通省から支援要請に関する文書を早急に取得するよう努めるとともに、応援隊を派遣する地方支部長及び都府県支部長等に要請文を発信する。

3-2 先遣調査隊 ※R7.3改訂版より名称変更 (旧)現地調整隊⇒(新)先遣調査隊

(1) 先遣調査隊の派遣

被災都府県支部長等は、震度6（強）以上の地震が発生した場合、原則として、被災水道事業体に先遣調査隊を派遣する。また、震度6（弱）以下の地震又はその他の災害等においては、被災水道事業体との協議の上、被災都府県支部長等の判断による。

なお、被災都府県支部等内において派遣が困難な場合は、被災地方支部長が決定し、さらに、被災地方支部内において派遣が困難な場合は、日本水道協会救援本部が派遣を決定する（表3-1参照）。

ただし、被災水道事業体が都市間協定等により他の水道事業体と先遣調査隊の派遣を取り決めている場合は、上記によらず当該協定の定めに基づき決定する。

先遣調査隊の派遣を決定した場合、その決定者は速やかに関係者に対し通知する（様式3参照）。

表 3-1 先遣調査隊の派遣の決定

決定順	先遣調査隊となる水道事業体	派遣決定者
①	被災都府県支部等内の水道事業体	被災都府県支部長等
②	被災地方支部内の他の都府県支部等の水道事業体	被災地方支部長
③	他の地方支部の水道事業体	日本水道協会救援本部

(2) 先遣調査隊の役割

先遣調査隊は、被災水道事業体における被害概況を早期に調査・把握するとともに、応援要請の決定及び応援受入体制の確立が速やかに行われるよう、次のような役割を担う。

- 被害概況の調査※
- 応援要請の要否、給水車要請台数に係る決定支援
- 給水箇所、補水地点、参集場所の決定支援
- 給水車活動期間の目安の決定支援
- 復旧体制の構築
- その他必要な事項

また、現地での活動に当たっては、現地調整隊と連携・協調の上、その活動を実施する（「3-4 現地調整隊」参照）。

なお、先遣調査隊は、被災水道事業体において応援活動が開始された場合、水道給水対策本部に吸収され、必要に応じて、幹事応援水道事業体に移行する（p. 19 「5-3 幹事応援水道事業体」参照）。

※先遣調査隊が調査する情報(例)

○応急給水のための情報 <ul style="list-style-type: none"> ・断水区域、通水区域 ・断水戸数、断水人口 ・災害時重要施設（病院、社会福祉施設、避難所等）の情報
○応急復旧のための情報 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹施設の被害状況（水源・取水・導水・浄水・送配水） ・復旧対策の状況、復旧見通し ・復旧資材の備蓄・調達状況 ・燃料、電源設備の確保状況
○その他必要な情報

3-3 日本水道協会救援本部

(1) 日本水道協会救援本部の設置

地震等緊急時において、大規模な支援が必要であると判断される場合には、日本水道協会は被災地方支部長から意見を聞き、発災後速やかに日本水道協会救援本部を設置する。

ただし、通信の途絶等により被災地方支部長との連絡がとれない場合は、日本水道協会理事長の判断により日本水道協会救援本部を設置することができる。

なお、日本水道協会は日本水道協会救援本部を設置・変更した場合、速やかに全ての地方支部長にその周知を図る（様式4参照）。

(2) 日本水道協会救援本部の役割

① 日本水道協会救援本部の主な業務

- 被災情報の集約
- 応援活動状況の情報集約と応援要否の確認
- 応援活動における水道事業体との連絡調整
- 国土交通省、総務省等関係各省との支援に関する調整
- 政府調査団等への協力支援
- 日本水道工業団体連合会や全国管工事業協同組合連合会等関係団体への情報提供及び協力要請

② 日本水道協会救援本部の行う応援活動の調整は、地方支部長及び都府県支部長等と密接な連絡をとりながら行う。

(3) 日本水道協会救援本部の解散

応援活動がおおむね収束し応急復旧計画に一定の目途が立つなどした場合には、日本水道協会救援本部長は、被災地方支部長と協議の上、救援本部を解散する。

なお、解散を決定した場合は、速やかに、全ての地方支部長にその周知を図る。

3-4 現地調整隊 ※R7.3改訂版より名称変更（旧）先遣調査隊⇒（新）現地調整隊

(1) 現地調整隊の派遣

震度6（強）以上の地震又はその他災害等において、日本水道協会救援本部長が必要と判断した場合、日本水道協会救援本部は、直ちに被災水道事業体又は被災都府県支部長都市等へ現地調整隊を派遣する。

なお、広域災害等において、日本水道協会救援本部からの派遣が困難な場合又は今後複数の地方支部に応援が拡大することが想定される場合等は、日本水道協会救援本部長は、地方支部長に派遣を依頼（帯同を含む）することができる。

(2) 現地調整隊の役割

現地調整隊は、災害発生区域における水道の被害概況を把握・集約し、関係者への情報共有を図ることにより、その後の円滑な応援体制の確立に寄与することを目的として、次のような役割を担う。

- 水道施設の被害概況等の把握・集約※
- 被災水道事業者のニーズ等の聞き取り
- 上記に係る日本水道協会救援本部への報告（各地方支部長へは救援本部から速やかに情報共有する）
- その他必要な事項

また、現地での活動に当たっては、先遣調査隊と連携・協調の上、その活動を実施する（「3-2 先遣調査隊」参照）。

なお、被災水道事業者において応援活動が開始された場合、現地調整隊は必要に応じて広域調整隊に移行する（「3-5 広域調整隊」参照）。

※各被災水道事業者における被害概況の調査については、「3-2 先遣調査隊」の役割とする。

3-5 広域調整隊

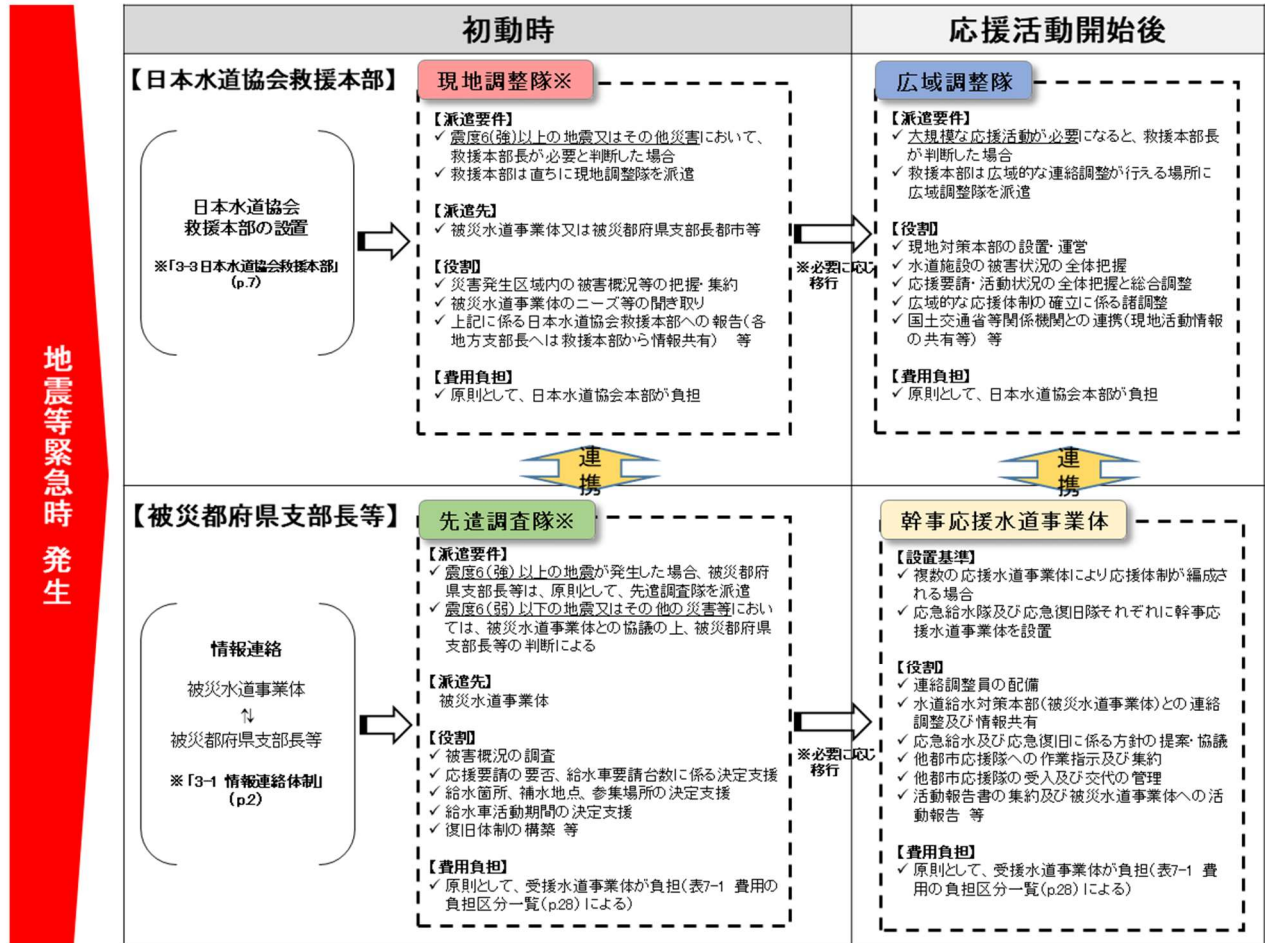
(1) 広域調整隊の派遣

地震等緊急時において、大規模な応援活動（例：複数の地方支部による応援等）が必要になると、日本水道協会救援本部長が判断した場合、被災地における広域的な応援体制を確立しその活動を補助・調整するため、日本水道協会救援本部は広域的な連絡調整が行える場所（被災地方支部長都市又は被災都府県支部長等都市など）に、広域調整隊を派遣する。

(2) 広域調整隊の役割

広域調整隊は、被災水道事業者、被災地方支部長、被災都府県支部長等及び幹事応援水道事業者等と連携を図りながら、次のような役割を担う。

- 現地対策本部の設置・運営
- 被災水道事業者における水道施設の被害状況の全体把握
- 応援要請・活動状況の全体把握と総合調整
- 広域的な応援体制の確立に係る諸調整
（「応援先の決定」「幹事応援水道事業者の決定」「支援拠点水道事業者等の決定」等に係る補助・調整）
- 国土交通省等関係機関との連携（現地活動情報の共有等）
- その他必要な事項



※現地調整隊、先遣調査隊の名称については、令和7年3月改訂版より改称(先遣調査隊⇄現地調整隊)

図 3-2 初動時～応援活動における各隊の役割

4 応援要請

地震等緊急時において、被災地方公共団体からの応援要請は応援活動の起点となる重要な行為であり、被災水道事業体は、本手引きの枠組みに基づき、水道水の早期確保に向けて、時機を逸することなく応援要請を行うことが必要である。

このため、各水道事業体は、応援要請先・連絡体制の確認や受援マニュアルの整備など、平時より応援要請の迅速化に向けた取組みを一層進めることを前提としつつ、地震等緊急時には、応援要請に係る速やかな判断を図るものとする。

また、応援要請に当たっては、地方支部、都府県支部等の枠組みによる要請が原則となり、地方支部長、都府県支部長等がその中心的な役割を担うことになる。

特に令和6年能登半島地震をはじめ近年の災害では、職員が少なく運営体制が脆弱な水道事業体が被災した場合、応援要請の判断と応援受入に向けた準備に時間を要したケースがあったため、被災都府県支部長等は、早期に先遣調査隊を派遣し、これらの調整に積極的に関与するなど、被災水道事業体の速やかな判断を促すものとする。

【この節の内容】

- 4-1 応援の要請
- 4-2 応援準備態勢
- 4-3 応援先の決定
- 4-4 応援隊の出動
- 4-5 中継水道事業体
- 4-6 支援拠点水道事業体

4-1 応援の要請

(1) 応援の種類

本手引きの枠組みによる応援の種類は、おおむね次のとおりとする。

- 応急給水活動（給水車の派遣等）
- 応急復旧活動（応急復旧に従事する職員の派遣等）
- 技術的支援（施設の復旧等に関わる技術的助言に関する支援等）
- 応急給水・応急復旧に必要な物資・資機材等の提供
- その他必要な事項

(2) 要請の方法

応援の要請は、情報連絡体制と同様、地方支部及び都府県支部等の枠組みによる

要請を原則とし、書面により行うものとする（資料1, 様式2, 様式5 参照）。

まず、応援を必要とする被災水道事業者は、被災都府県支部長等に応援を要請し、要請を受けた被災都府県支部長等は当該支部・地区内の水道事業者に対し、出動要請を行う。

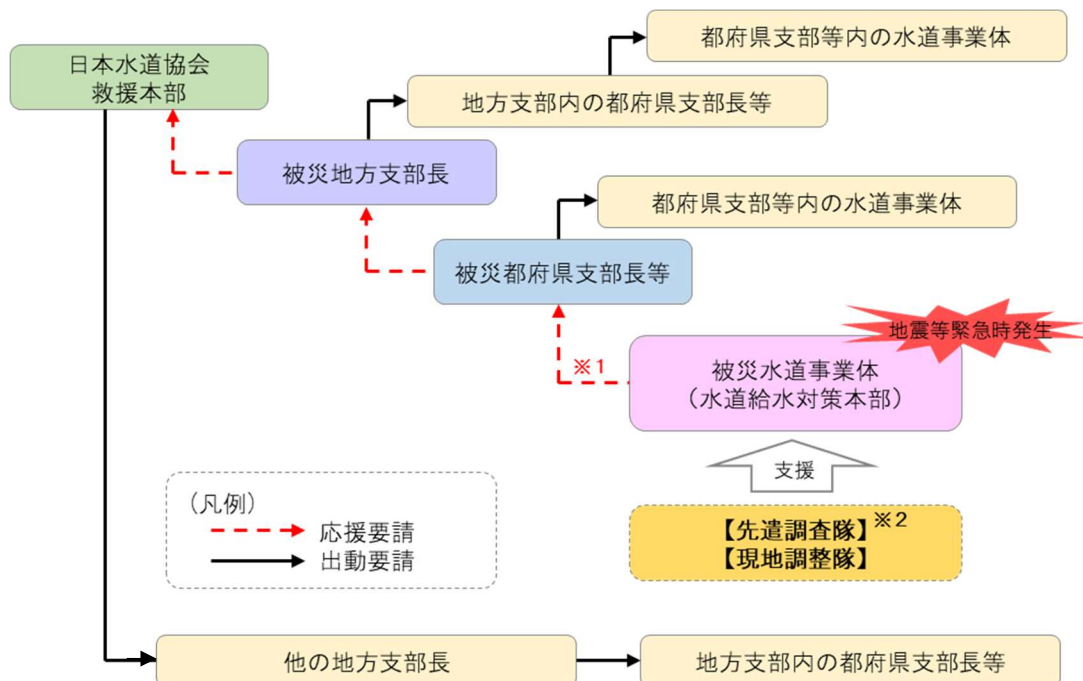
また、被災都府県支部等外からの応援を要する場合は、被災都府県支部長等は被災地方支部長に応援を要請する。

さらに、被災地方支部外からの応援を必要とする場合は、被災地方支部長は日本水道協会救援本部に応援を要請し、日本水道協会救援本部は他の地方支部に出動要請を行う。

応援要請の流れを図4-1に示す。

なお、発災直後の応急給水については迅速性が要求されるため、隣接する都府県支部等による相互応援など、地方支部の枠組みを越えた取組も有効である。

そのため、他の地方支部に比較的近い都府県支部等にあつては、災害時にどこへ応援要請をすれば迅速かつ円滑な応急活動が行えるか事前に検討し、必要に応じて当該都府県支部等が属する地方支部長と調整を図りながら、他の地方支部に属する都府県支部等と応援協定等を締結しておくことが望ましい。



※1 応援要請は、「被災水道事業者→被災都府県支部長等→被災地方支部長→日本水道協会救援本部」の流れで行われる。

※2 先遣調査隊 (p.5「3-2 先遣調査隊」参照)、現地調整隊 (p.7「3-4 現地調整隊」参照)は、連携・協力して被災概況の調査及び応援要請の決定等に係る支援を行う。

なお、先遣調査隊と現地調整隊の名称については、令和7年3月改訂版より改称(先遣調査隊⇔現地調整隊)。

図4-1 地震等緊急時における応援要請の流れ

(3) 非会員からの要請

都道府県等の行政機関からの要請があった場合には、本協会会員以外の水道事業体に対しても、会員と同様に応援活動を行う。

ただし、その際の費用負担については、本手引きによる基本的な考え方を適用することを確認する必要がある(p. 26「7 費用負担の基本的な考え方」参照)。

(4) 水道事業体以外からの要請

本手引きの枠組みは会員相互の応援活動であるため、応援要請の起点は被災水道事業体とする。

このため、日本水道協会救援本部、地方支部長、都府県支部長等に対し個別の民間施設等から直接給水の依頼等があった際は、必要に応じ、速やかに被災水道事業体に情報提供する。

4-2 応援準備態勢

被災都府県支部等内の水道事業体は、発災後直ちに震度等に応じた応援準備態勢を整える（表 4-1 参照）。

また、その他の都府県支部等については、被災地方支部長の指示により応援準備態勢を整え、他の地方支部については、日本水道協会救援本部の指示によるものとする。

なお、水道事業体は、所属する都府県支部長等からの指示を受けて、応援可能な車両（給水車等）の情報を書面により連絡する（資料 1, 様式 6 参照）。

また、水道事業体は、通常業務時間帯のみならず夜間、休日等においても早期の応援準備態勢の確立が図られるよう、職員参集方法や役割分担等をあらかじめ決めておくとともに、職員に対する周知徹底を図っておくことが重要である。

表 4-1 応援準備態勢の段階区分

【地震】

段 階	発令の時期	態 勢
注意態勢	震度 5 (弱) の地震が発生したとき	情報収集及び連絡を主として行うが、状況により更に高度な配備に迅速に移行し得る態勢とする。
警戒態勢	震度 5 (強) の地震が発生したとき	情報収集及び連絡を行うとともに、被災水道事業体の要請に応じて出動できる態勢とする。
非常態勢	震度 6 (弱) 以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡を密に行うとともに、応援体制の準備完了後、被災水道事業体の要請に応じて直に出動できる態勢とする。

(震度階級は気象庁の「計測震度」による)

【その他災害】

津波・大雨・大雪等において気象庁から特別警報が発表された場合など、災害が現に発生し又は発生するおそれがある場合は、上記区分に準じて準備態勢を整える。

4-3 応援先の決定（複数の地方支部による応援の場合）

(1) 応援先の決定の考え方

日本水道協会救援本部は、被災規模、被災地との距離、交通網等を総合的に判断の上、原則として隣接する地方支部から順次応援を要請する。

また、被災地方支部から追加の応援要請があった場合は、既に派遣されている応援地方支部に追加派遣の可否を確認の上、対応が難しい場合は、他の隣接する地方支部に応援を要請する。

なお、上記に当たっては、適宜、水道事業体間の協定等に配慮する。

(2) 応援先決定までの手続き

応援水道事業体の応援先は、日本水道協会救援本部、被災地方支部長、被災都府県支部長等、応援地方支部長が連携し、原則として以下の手続きで決定する。

【ケースA】 応援台数充足時

応援可能な給水車の総数が要請台数に対し充足する場合

- ①日本水道協会救援本部⇒ 被災区域（都道府県又は市町村単位等）に対し応援地方支部を指定
- ②応援地方支部長 ⇒ 応援水道事業体の派遣先（被災水道事業体）を決定

【ケースB】 応援台数不足時

広域災害等で、応援可能な給水車の総数が要請台数に対し不足する場合

- ①日本水道協会救援本部⇒ 各被災地方支部に対し応援台数を割り当てる
- ②被災地方支部長 ⇒ 各被災都府県支部等に対し応援台数を割り当てる
- ③被災都府県支部長等 ⇒ 各被災水道事業体に対して応援台数を割り当てる
- ④日本水道協会救援本部⇒ 被災区域（都道府県単位等）に対し応援地方支部を指定
- ⑤応援地方支部長 ⇒ 応援水道事業体の派遣先（被災水道事業体）を決定

※応援台数の割り当てに当たっては、合理的な基準（要請台数、断水戸数、重要給水拠点数等）を用い、総合的な判断により行う。

4-4 応援隊の出動

(1) 応援活動への出動

応援隊は、原則として所属する都府県支部長等からの要請に基づいて出動することとし、出動車両（給水車等）及び応急復旧班については、書面により都府県支部長等に連絡を行う（資料1, 様式6, 様式7 参照）。

なお、広域災害の初動期等には、応援隊の出動等に際し次のような状況も想定される。

- 応援先に関する情報が十分に得られない状態での出動
- 応援先未定のまま、中継水道事業体等を当面の目的地としての出動
- 複数の応援先に分かれた給水車の出動
- 被災水道事業体に到着後、活動の機会が得られず待機

こうした状況は、初動期の混乱によりやむを得ないものではあるが、可能な限り回避すべきであるため、被災水道事業体、日本水道協会救援本部、被災地方支部長及び被災都府県支部長等などの全ての関係者は、常にその解消に取り組む必要がある。

(2) 被災地に関する情報収集等

応援隊の出動に際し、応援水道事業体は日本水道協会救援本部又は先遣調査隊等を通じて被災地の情報収集に努める。

また、日本水道協会救援本部、被災地方支部長及び被災都府県支部長等は、被災水道事業体及び関係機関との連携により、現地へ至る交通機関の状況や道路情報、宿泊施設※等を収集し、適宜、応援水道事業体へ連絡するよう努める。

なお、道路状況、燃料供給、ライフライン（停電情報）、医療機関等の総合的な情報については、ISUT（内閣府・災害時情報集約支援チーム）やSOBO-WEB（内閣府・新総合防災情報システム）等も有効であることから、各応援水道事業体においては適宜利活用を図る。

※p. 235「**参考 4** 災害時における宿泊施設の情報提供に関する協定（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会）」を参照。

※上記協定の活用のほか、日本水道協会救援本部は、国土交通省と連携し、必要に応じてトレーラーハウス、船舶宿舎、公共施設など利便性の高い宿泊施設の確保に努める。

4-5 中継水道事業体

(1) 中継水道事業体の役割

広域災害等において、遠方の応援水道事業体から長距離の移動が必要な場合や情報の不足等により現地入りが困難な場合等には、応援水道事業体の移動補助を目的とした中継水道事業体を決定する。

具体的に、中継水道事業体には次のような役割がある。

- 応援車両の待機場所や職員の休憩場所の提供
- 応援先が決定されるまでの当面の目的地

(2) 中継水道事業体の決定

発災時における迅速な決定を図るため、あらかじめ各地方支部内で中継水道事業体となるリストを把握・作成し、運用手順を定めておくとともに、定期的にリストの更新を行うことが望ましい（**様式 8** 参照）。

なお、リストが無い場合等においては、次によって決定するものとする。

- 被災都府県支部等において中継水道事業体を設定する場合
⇒被災都府県支部長等が決定。
- 被災地方支部の他の都府県支部等において中継水道事業体を設定する場合
⇒被災地方支部長が決定。
- 他の地方支部において中継水道事業体を設定する場合
⇒日本水道協会救援本部が決定。

また、中継水道事業体が決定された場合、決定者は速やかに関係者に通知する。

4-6 支援拠点水道事業体

(1) 支援拠点水道事業体の役割

被災水道事業体における被害が甚大で、応援活動の長期化が避けられない場合や物資の調達等に支障が出た場合等には、効率的な応援体制の構築を実現する目的として、被災水道事業体に近接する水道事業体を支援拠点水道事業体に決定する。

具体的に、支援拠点水道事業体には次のような役割がある。

- 給水車への給水基地の提供
- 宿泊場所確保の補助
- 被災地方支部長や被災都府県支部長等との情報連絡の補助 等

(2) 支援拠点水道事業体の決定

支援拠点水道事業体は、被災都府県支部長等が決定するが、他の都府県支部等や地方支部の水道事業体が担当することが合理的な場合は、関係する都府県支部長等、地方支部長、日本水道協会救援本部の協議によって決定する。

また、支援拠点水道事業体が決定された場合、決定者は速やかに関係者に対し通知する（**様式9**参照）。

5 水道給水対策本部の設置

水道給水対策本部は被災水道事業体に設置され、各自治体の災害対策本部等との情報連絡調整、応援水道事業体の応援活動に対する指揮命令、応援水道事業体の後方部隊との職員派遣や資機材の調達等に関する調整を行う現地の統括部署として位置付けられ、応援活動を的確に実行するためには不可欠である。

また、現地における応急給水及び応急復旧作業は、応援水道事業体等によって編成された応急給水隊及び応急復旧隊によって行われるが、複数の応援水道事業体により応援体制が編成される場合、各隊に幹事応援水道事業体を設置し、水道給水対策本部との間で応急活動状況等に関する密な連絡調整を行う。

【この節の内容】

5-1 水道給水対策本部

5-2 応援水道事業体の応急給水隊・応急復旧隊

5-3 幹事応援水道事業体

5-1 水道給水対策本部

(1) 水道給水対策本部の組織

被災水道事業体は、発災後、水道の早期復旧を目的として、水道給水対策本部を設置する。なお、水道給水対策本部を設置・変更した場合は、被災水道事業体は所属する被災都府県支部長等へ速やかに連絡する（様式10参照）。

また、被害が甚大で、大規模な応援が必要である場合等には、被災水道事業体の判断により、被災水道事業体を中心として、日本水道協会、被災地方支部長及び被災都府県支部長等によって構成されることも想定される。この場合、必要に応じて国土交通省、都道府県水道行政担当部や応援要請を受けた他の地方支部長が参画することもある。

なお、被災水道事業体、水道給水対策本部を構成する関係機関（日本水道協会、被災地方支部長、被災都府県支部長等）及び応援隊（応急給水隊、応急復旧隊）は、互いに情報共有を図り協調して活動を行うものとする。

水道給水対策本部の組織例を図5-1、図5-2に示す。

(2) 水道給水対策本部の役割

水道給水対策本部は次の役割を担う。

- ① 水道給水対策本部長(被災水道事業者の水道事業管理者)
 - 水道給水対策本部の活動における意思決定
- ② 総括指揮担当
 - 日本水道協会救援本部、被災地方支部長、都府県支部長等との連絡調整
 - 各自治体の災害対策本部との窓口調整
 - 被害状況等の把握と応援要請内容の確認
 - 関係機関による応援活動の全体調整(自衛隊、民間団体、日本水道協会以外の枠組みによる自治体からの応援等)
 - 関係団体(日本水道工業団体連合会、全国管工事業協同組合連合会等)との連絡調整
- ③ 応急給水指揮担当
 - 断水・通水状況及び応急給水活動状況等に関する情報の集約と応援要否の確認
 - 応急給水計画の作成
 - 応急給水隊の配備
 - 応急給水隊の指揮命令
 - 応急給水活動に必要な情報の収集と伝達
 - 応急給水活動に必要な資機材等の調達
 - 自衛隊及び民間団体等による応援の把握と連絡調整
- ④ 応急復旧指揮担当
 - 水道施設の被害状況及び応急復旧活動状況等に関する情報の集約と応援要否の確認
 - 応急復旧計画の作成
 - 応急復旧隊の配備
 - 応急復旧隊の指揮命令
 - 応急復旧活動に必要な情報の収集と伝達
 - 応急復旧活動に必要な資機材等の調達
- ⑤ 総務担当
 - 住民等への広報業務
 - 応援水道事業者の宿舎等の手配に関する補助
 - 応援車両の駐車場所の確保や諸手続きに関する補助
 - ボランティアグループ等への連絡調整に関する補助
 - その他応急給水・応急復旧等を支援するために必要な活動

5-2 応援水道事業体の応急給水隊・応急復旧隊

(1) 応急給水隊・応急復旧隊の組織

水道給水対策本部の本部長は、被害状況や事業所の配置等を考慮して、応援水道事業体の応急給水隊・応急復旧隊を配備する。応援水道事業体は、連絡調整員及び作業隊員を指定された事業所等に派遣する。

なお、応援水道事業体の職員派遣に関しては、ベテラン職員や応急対応経験者等を含めることが望ましい。

(2) 応急給水隊・応急復旧隊の役割

応援水道事業体の応急給水隊及び応急復旧隊は、次の役割を担う。

- 被害状況の把握
- 応急給水・応急復旧活動状況の把握と応援要請の調整
- 水道給水対策本部との連絡調整
- 応急給水及び応急復旧作業
- 作業実施方針の策定
- 事業所や営業所等との応急活動方法の調整
- 地元自治会等との協力体制の構築

5-3 幹事応援水道事業体

(1) 幹事応援水道事業体の設置

複数の応援水道事業体により応援体制が編成される場合、水道給水対策本部（被災水道事業体）と応援水道事業体との連絡調整を効率的に行うため、応急給水隊及び応急復旧隊それぞれに幹事応援水道事業体を設置する。

また、被害が広範囲であったり分散している場合等に、応急給水・応急復旧作業を区割りして実施する場合は、必要に応じ複数の応急給水隊・応急復旧隊に分け、それぞれに幹事応援水道事業体を設置する。その場合、複数の幹事応援水道事業体に指示調整を行い、応援活動内容の全体調整を担う総括幹事応援水道事業体を置くことも有効である。

(2) 幹事応援水道事業体の主な役割

被災水道事業体が複数の応援隊に直接指示し、活動状況の進捗管理を行うことは、被災状況の把握や住民対応などに追われながらの状況下では非効率となる場合があるため、速やかな幹事応援水道事業体の設置と、幹事応援水道事業体による応急活動の全体調整が重要になる。

幹事応援水道事業体は、現地の状況等を踏まえ、被災水道事業体の応急活動計画の立案・策定に積極的に関与するとともに、活動の指揮調整を図るため、主に次の

ような役割が求められる。

- 連絡調整員の配備
- 水道給水対策本部（被災水道事業体）との連絡調整及び情報共有
- 応急給水及び応急復旧に係る方針の提案・協議
- 他都市応援隊への作業指示及び集約
- 他都市応援隊の受入及び交代の管理
- 活動報告書の集約及び被災水道事業体への活動報告
- その他応援活動の実施に当たり必要な事項

なお、水道給水対策本部と幹事応援水道事業体間の連絡調整及び情報共有に当たっては、連絡窓口（連絡調整員）を明確化するとともに適宜定例会を開催するなど、確実かつ効率的に行うものとする。

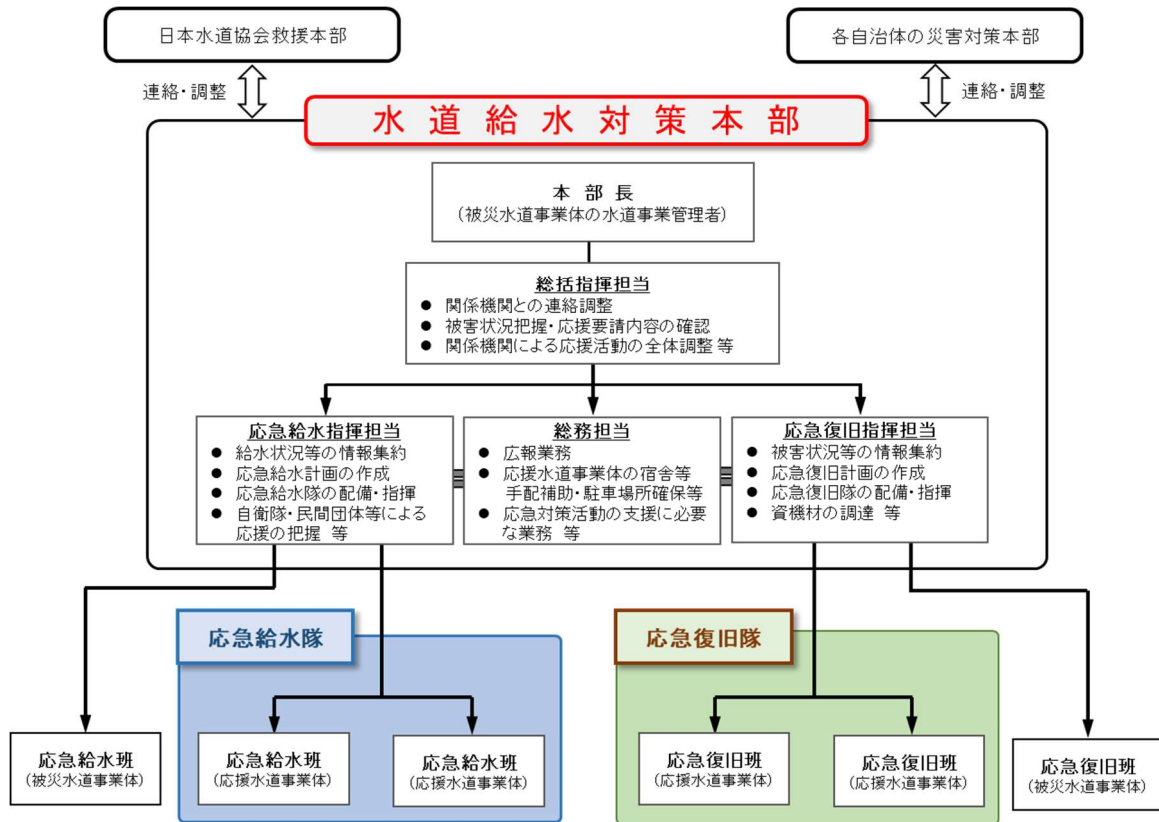
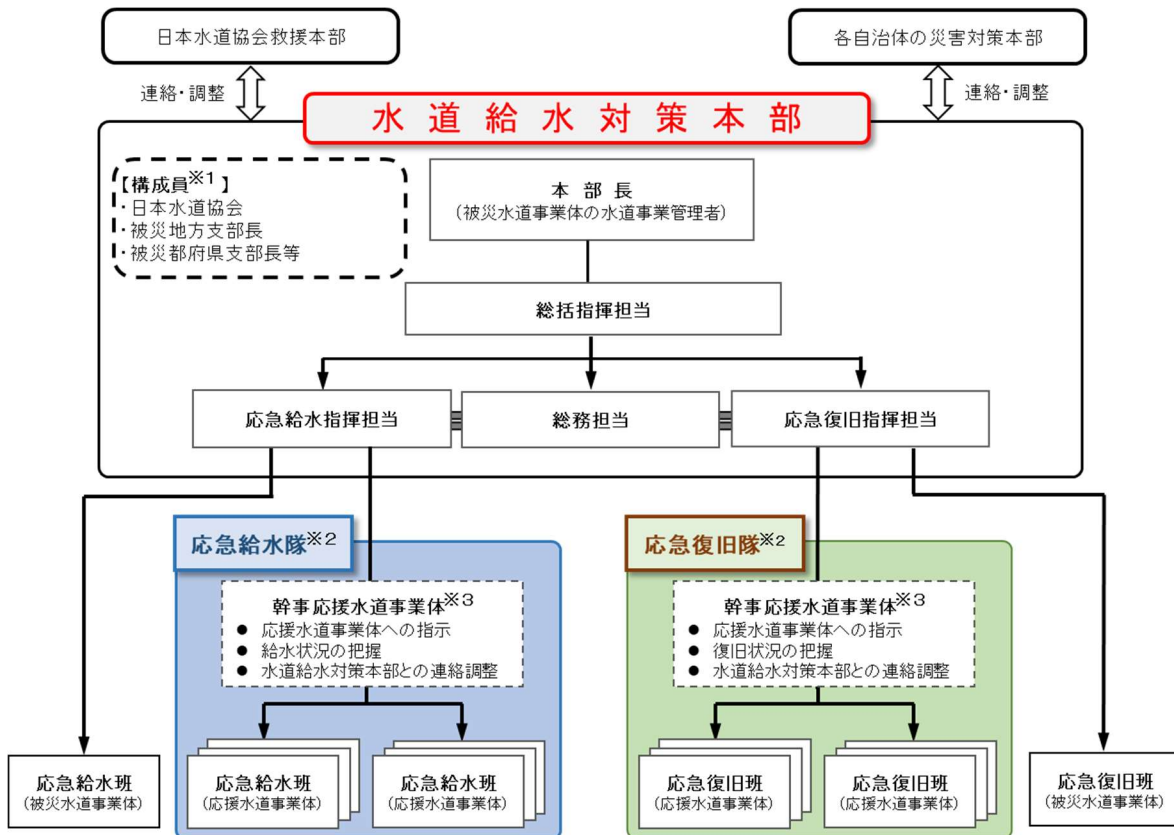


図 5-1 水道給水対策本部の組織例（幹事水道事業者を設置しない場合）



※1 水道給水対策本部は、被災水道事業者を中心として、日本水道協会、被災地方支部長や被災都府県支部長等により構成されることも想定される。

※2 被害が広範囲であったり分散している場合は、応急給水隊・復旧隊をそれぞれ複数隊編成することも想定される。

※3 応急給水隊・復旧隊が複数隊で編成される場合、全体調整を担う総括幹事応援水道事業者を置くことも有効である。

図 5-2 水道給水対策本部の組織例（幹事水道事業者を設置する場合）

6 広域災害時における応援体制

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、複数の市(区)町村が広範囲に被災し、水道施設が甚大な被害を受けた場合には、被災地域をエリア分けし、「地域別応急給水・応急復旧パッケージ支援」を実施することが有効である。

この地域別パッケージ支援は、一定地域を区切って応援地方支部を割り当て、幹事応援水道事業者が担当地域における応急給水から復旧までを一体的に統括することで、施設の早期復旧とそれに追随した機動的な給水活動が可能になる。

また、地域別パッケージ支援の実施に当たっては、応援地方支部間の連携を図るため、総合調整拠点としての現地対策本部を設置するとともに、当該本部において定期的に隊長間会議を開催することで、担当地域の進捗状況や課題を共有しつつ、全体調整を図ることが必要である。

【この節の内容】

6-1 地域別応急給水・応急復旧パッケージ支援

6-2 現地対策本部

6-3 隊長間会議

6-4 国・都道府県等との連携

6-1 地域別応急給水・応急復旧パッケージ支援

(1) 地域別応急給水・応急復旧パッケージ支援の実施

複数の市(区)町村が広範囲に被災し、水道施設が甚大な被害を受けた場合、一定の区域ごと(例:被災市(区)町村単位等)に応援地方支部を割り当て、応急給水から応急復旧までを一体的に支援する「地域別応急給水・応急復旧パッケージ支援」を必要に応じて実施する(図6-1参照)。

この実施については、被災地方支部、応援地方支部及び日本水道協会救援本部の協議により決定するものとする。

(2) 幹事応援水道事業者による応急活動の指揮・調整

応援地方支部は幹事応援水道事業者を設定するとともに、各担当地域における応急活動の指揮・調整については、幹事応援水道事業者がその役割を果たすものとする。

なお、支援が長期間になった場合の単一都市に対する負担に配慮し、特に応急給水活動については幹事応援水道事業者の交代や一部職務の代行を適宜行う。

(3) 担当地域間の相互融通

被災地での復旧等に伴い、担当地域内において一時的に給水車等の過不足が生じた場合には、応援地方支部間の協議により担当地域の枠組みを超え相互融通を行う。

応急給水・応急復旧パッケージ支援

- 奥能登6市町へ3地方支部による地域別の応急給水・応急復旧パッケージ支援を実施

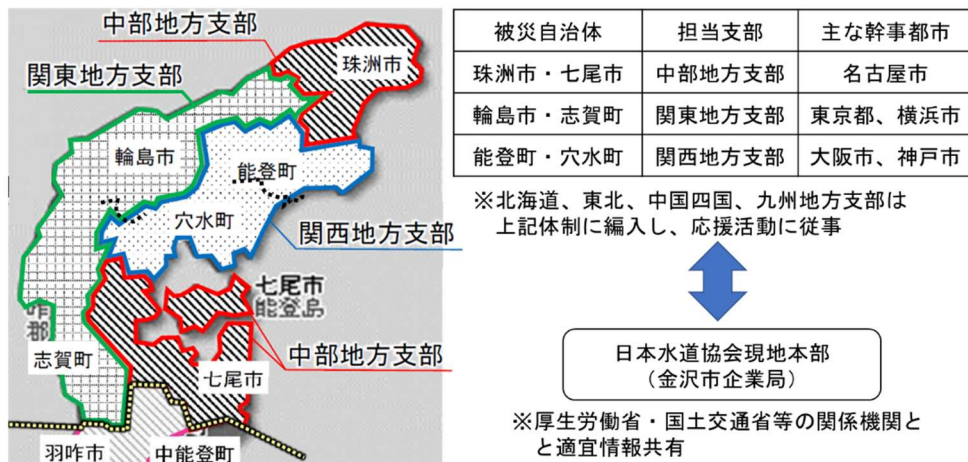


図 6-1 能登半島地震における応急給水・応急復旧パッケージ支援

6-2 現地対策本部

(1) 現地対策本部の設置

日本水道協会救援本部は、複数の地方支部による大規模な応援体制（地域別応急給水・応急復旧パッケージ支援）を円滑かつ効率的に行うため、原則として、総合調整拠点としての現地対策本部を設置する。

(2) 現地対策本部の構成員

現地対策本部の構成員は原則として次の者とし、必要に応じ構成員を変更することもできる。

- 被災地方支部長都市
- 被災都府県支部長都市等
- 応援地方支部（幹事応援水道事業体）
- 日本水道協会広域調整隊

(3) 現地対策本部の機能

現地対策本部は、次の全て又は一部の機能を果たすものとする。

- 応援地方支部の活動拠点
- 応援地方支部、日本水道協会本部（広域調整隊）及び被災都府県支部等の情報共有拠点
- 応援水道事業体の一次集結地、中継地
- 物資（給水袋等）の中継・分配・備蓄機能
- 車両、重機等の駐車スペース

(4) 設置場所の決定

支援先への移動時間、宿泊施設の状況、電気・通信の復旧状況等を総合的に判断し、応援地方支部及び日本水道協会救援本部の協議により、適切な場所に設置するものとする。

なお、設置場所の候補となる都府県支部長都市は、上記(3)の機能を果たすために必要となる執務スペース、駐車場の確保などについて、平時から検討しておくものとする。

(5) 関係者による情報共有方法

現地対策本部における関係主体の情報共有に当たって、日本水道協会救援本部はファイル共有システムを構築するなど情報共有の効率化に努めるものとする。

6-3 隊長間会議

(1) 隊長間会議の開催

各担当地域の復旧進捗状況や課題を共有しつつ、活動の全体調整を図るため、各応援地方支部の幹事応援水道事業体、日本水道協会広域調整隊及び被災都府県支部長で構成する隊長間会議を定期的を開催する。

開催方式については、参集形式を基本としつつ、必要に応じてオンラインを併用する。

(2) 主な議題

隊長間会議では主に以下の事項を議題とするほか、状況を踏まえ随時必要な事項を協議する。

- 被害・復旧状況（様式 28）
- 応急活動に係る課題共有（例：復旧用資機材の調達、給水車相互融通の要否、復旧班の増減見込み等）
- 国、都道府県等関係機関の情報共有（例：道路啓開状況、財政補助等）

また、会議終了後、これらの資料については、日本水道協会救援本部から関係者に対し速やかに共有する。

6-4 国・都道府県等との連携

大規模災害の現場においては、水道固有の課題はもとより、まちの復旧・復興と連動した水道復旧や被災者ニーズに沿った応急活動が求められる。

このため、日本水道協会広域調整隊は、国（国土交通省リエゾン、TEC-FORCE）や都道府県水道行政担当部等と連携しながら、復旧の加速化に向け、次のような調整を図る。

- 現地の活動状況に応じ、道路、電力をはじめ、他のインフラ部門との連携が必要になる場合は、国土交通省に対し調整を依頼する。
なお、次のインフラへの依頼様式については、国土交通省と調整の上、あらかじめ定めておくものとする。
 - ① 道路 … 優先道路啓開に係る依頼
 - ② 電力 … 復電依頼・見込み等の情報提供
 - ③ 通信 … NTT等通信に係る復旧依頼・見込み等の情報提供
- 被災地に至る道路が寸断された場合等においては、車両（給水車・重機等）や復旧用資機材などに係る緊急輸送手段の確保を国土交通省に依頼する。
- 下水道の溢水等を防ぎ、上下水道一体での円滑な復旧に資するため、水道の復旧状況等について国土交通省リエゾンと共有する（**様式28**の共有など）。
- その他、現地活動の共有や復旧加速化に向けた要望等を行うため、日本水道協会広域調整隊と国土交通省リエゾンにおいて、効果的な連絡調整を図るとともに、収集した情報については、速やかに隊長間会議等においてフィードバックする。

7 費用負担の基本的な考え方

水道事業体の財源は「受益者負担」の原則により徴収される水道料金であることから、地震等緊急時に他の水道事業体に対して応援を行った場合の費用負担は、応援水道事業体の水道の利用者である受益者の利益を損なわないものとするべきである。

したがって、応援水道事業体が応援を行うに当たり特別に費用を要した場合には、その費用は受援水道事業体の負担とするのが、費用負担の基本的な考え方である。ただし、職員の人件費等(給料等)で応援水道事業体が平常時から必要とする費用は、応援活動に係った費用であっても、応援水道事業体の負担とする。

また、応急給水及び応急復旧に要した費用については、国による財政措置が適用される場合があるため、その仕組みをあらかじめ理解しておくことが重要である。

【この節の内容】

- 7-1 応急給水・応急復旧における費用負担
- 7-2 派遣のキャンセル費用等の取り扱い
- 7-3 先遣調査隊の派遣に係る費用負担
- 7-4 現地調整隊・広域調整隊の派遣に係る費用負担
- 7-5 中継水道事業体・支援拠点水道事業体の費用
- 7-6 応急給水に係る費用精算
- 7-7 応急復旧に係る費用精算
- 7-8 応急給水・応急復旧費用に対するその他の財政措置

7-1 応急給水・応急復旧における費用負担

各費用科目に関する負担の基本的な考え方は次のとおりとする。

なお、「技術的支援」又は「物資・資機材等の提供」等を行った場合も、次に準ずる。

(1) 人件費等

応援職員の人件費等のうち、その職員の職員たる身分に基づき(応援の有無にかかわらず本来のものとして)支給されている給料及び手当は応援水道事業体の負担とするが、応援活動に伴い別途支給される超過勤務手当等の手当及び旅費については、受援水道事業体の負担とする。

(2) 材料費

応急復旧に使用する材料の調達等に要する費用は、全て受援水道事業体の負担とする。

(3) 工事請負費

応急復旧に従事した工事事業者に支払う工事請負費は、受援水道事業体の負担とする。なお、工事請負費の算定に当たっては、地理的要件、気候的要件に加え、作業の困難度及び効率性に影響を与える諸要件(工事の規模、所要日数等)等を十分に考慮しながら、実情に応じて適正に行うものとする。

(4) 委託費

応援活動に当たり、漏水調査業務や応急給水等で民間業者を随行させた場合に支払う委託費は、受援水道事業体の負担とする。

(5) 車両、機材等の費用

応援に要した車両、機材等の燃料費、修理費、賃借料は、受援水道事業体の負担とする(機材や物資を輸送するため車両を賃借した場合を含む)。また、寒冷地等被災地の地理的要件、気候的要件によって応援活動を行うにあたり、特別に必要なとなる装備等に係る費用についても、原則として受援水道事業体の負担とする。

(6) 滞在費用

応援職員の被災都市等での宿泊や食料に係る経費は受援水道事業体の負担とし、それを補完する目的で応援職員が携行する食料や生活用品等については、受援水道事業体の負担とする。

(7) その他事務費等

応援に要する消耗品の購入費や関連経費は、受援水道事業体の負担とする。

(8) 補償関係費用

応援職員の被災補償費は出張中の公務災害補償に係るものであり、受援水道事業体の負担となるが、応援職員の傷病に対する応急的な処置に係る費用については、受援水道事業体の負担とする。

また、第三者に損害を与えた場合の補償金は、応援作業中のものは受援水道事業体が負担し、受援水道事業体への往復途上のものについては受援水道事業体が負担する。

(9) その他留意事項

応援水道事業体が応援を行うに当たり特別に費用を要した場合には、その費用は受援水道事業体の負担とするのが基本であるが、その費用について、応援水道事業体は応援を行うにあたり必要最小限となるよう配慮する必要がある。

また、地震等緊急時対応は様々な要因に左右されるものであるため、基本的な考え方によらない処理が必要となる場合がある。その際の費用負担は、応援水道事業体及び受援水道事業体の協議により決定するものとする。

以上の基本的な考え方を踏まえ、表 7-1 に具体的な費用の負担区分を示す。

表 7-1 費用の負担区分一覧

費用	受援水道事業体が負担する費用	応援水道事業体が負担する費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費(日当含む)	給料 地域手当等基本的な手当
材料費	継ぎ手、直管、異形管 弁栓類、弁きょう、鉄蓋類 等	
工事請負費	工事請負費(材料費、労務費、機械 器具損料、滞在費、諸経費等)	
委託費	委託費(漏水調査業務等)	
車両、機材等の 費用	燃料費(ガソリン、軽油) 修理費 賃借料 輸送料 寒冷地等に必要な装備等(スタッ ドレスタイヤ等の賃借料等)	損料
滞在費用	食料費(弁当等) 宿泊費(仮設ハウス設置費用、ホテ ル等宿泊費)	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服(防寒服・割当のない職員分・ クリーニング代) 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 通信費 消火器 地図 コピー代	写真代「記録・報告・広報用」 その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的な 処置に係る費用 第三者に対する損害賠償金の負担 「応援作業中の事故等」	応援職員の災害補償費 「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担 「往復途上の事故等」

7-2 派遣のキャンセル費用等の取り扱い

現地における応援隊の作業待機や派遣の取りやめに伴って費用（旅券・宿泊施設のキャンセル料等）が発生し、当該待機又は取りやめが受援水道事業体の指示によるものである場合、その費用については受援水道事業体が負担する。

7-3 先遣調査隊*の派遣に係る費用負担

先遣調査隊の活動は、応援活動（応急給水・応急復旧等）の前提となる行為であるため、原則として受援水道事業体が負担する（表 7-1 参照）。

ただし、支部や水道事業体間の協定等において、別に定めがある場合はこの限りでない。

*令和7年3月改訂版より名称変更（旧）現地調整隊⇒（新）先遣調査隊

7-4 現地調整隊*・広域調整隊の派遣に係る費用負担

現地調整隊及び広域調整隊の派遣に要する旅費等の実費相当額は、原則として日本水道協会が全額負担する。

ただし、国又は都道府県等から非会員等に対する現地調整隊を派遣するよう要請があった場合は、会員水道事業体同様、現地調整隊を派遣できるものとするが、その際生じる費用等については、別途協議を行うものとする。

*令和7年3月改訂版より名称変更（旧）先遣調査隊⇒（新）現地調整隊

7-5 中継水道事業体・支援拠点水道事業体の費用

中継水道事業体や支援拠点水道事業体では、可能な限り特段の費用が発生しないよう留意する。やむを得ず費用が発生する場合には、関係する応援水道事業体や受援水道事業体と負担に関する合意調整を行うとともに、応援水道事業体や受援水道事業体の経費として精算が可能な費用（表 7-1 参照）に限定することが望ましい。

7-6 応急給水に係る費用精算

(1) 災害救助法の考え方

災害救助法による救助は、法定受託事務として都道府県知事が行い、市町村長がこれを補助することとされている。

このため、災害救助法第4条第1項第二号「飲料水の供給」につき、応援水道事業体の応急給水活動がこれに該当する場合、指定された区域（市町村）への応急給水に係る費用は、「救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等がこれを支弁する」（災害救助法第18条第1項）とされる（表7-2参照）。

なお、応急給水活動にかかる災害救助法関連規定については参考6を参照。

表7-2 災害救助法の概要（令和5年6月 内閣府防災資料）

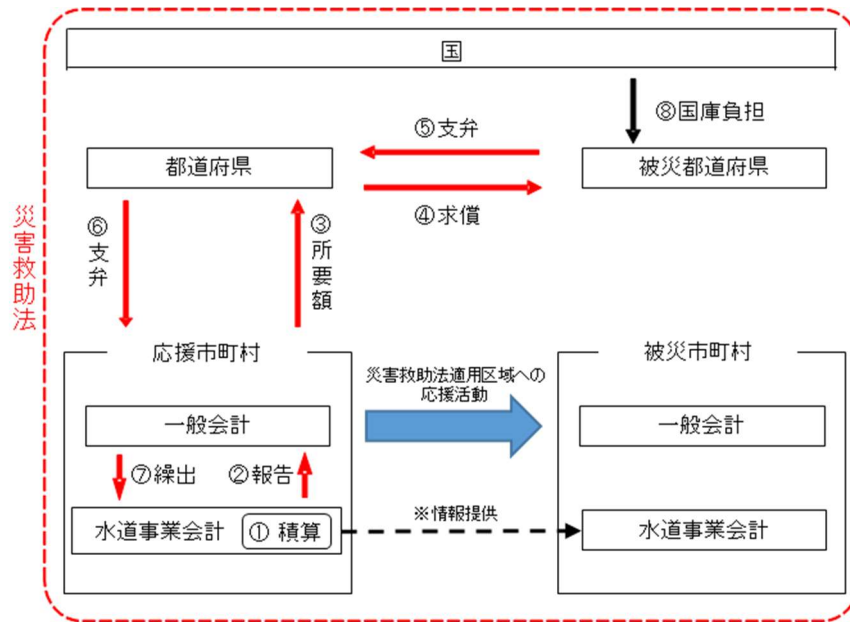
	一般基準	備考
対象者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等

- ※ 救助期間については、7日間が通常であるが（一般基準）、期間を超えて飲料水の供給が必要な場合は、都道府県知事等は内閣総理大臣と協議の上延長することができる（特別基準）
- ※ 水道事業者が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は認められない。同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。
- ※ 「飲料水の供給」は、飲料用の水のみ供給とすべきであるが、やむをえない事情にある場合は、飲料用以外に利用された水も含めて、飲料に適した水の供給全体を法による飲料水の供給として差し支えない場合がある。
- ※ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき供給される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象とならない。
- ※ 上表のほか、本法の対象とする救助事務費は、救助の事務を行うに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費をいい、職員手当（時間外勤務手当等）、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費）、委託費とする。

(2) 災害救助法適用時の応急給水に係る経費の精算

災害救助法による費用精算の手続きについては、通常、図7-1のとおりであり、応援水道事業体は一般会計を通じて都道府県知事に費用支弁を求めることとなる。

また、災害救助法の適用期間内であっても同法に基づく支弁の対象外とされた費用や、災害救助法の適用期間外に発生した費用については、応援水道事業体と受援水道事業体の間で協議し、二者間にて直接費用を精算する（7-6(3)参照）。



【手続きの流れ】

- ① 応援水道事業体において応援に掛かった経費を積算する。
- ② 一般会計に対して応援に掛かった所要額を報告する。
- ③ 応援市町村が応援に掛かった所要額を報告する。
- ④ 応援市町村管轄の都道府県が所要額を取りまとめて被災都道府県に求償する。
- ⑤ 被災都道府県は求償額を応援市町村管轄の都道府県に支弁する。
- ⑥ 応援市町村管轄の都道府県は市町村に支弁する。
- ⑦ 一般会計から水道事業会計へ繰出しを行う。
- ⑧ 被災都道府県には最終的に国庫負担がされる。

※応援水道事業体から受援水道事業体への【情報提供】は、災害救助法に規定された手続きではないが、情報疎通の円滑化のため、応援水道事業体及び受援水道事業体間であらかじめ積算額等を情報共有することが望ましい。

図 7-1 災害救助法による費用精算の手続き

(3) 災害救助法が適用されない場合等の応急給水に係る経費の精算

「(発生した災害について) 災害救助法が適用されない場合の経費」、「災害救助法が適用されたものの支弁対象外とされた経費」又は「災害救助法の適用期間外に行った活動に係る経費」については、応援水道事業体、受援水道事業体間で協議し、二者間にて直接費用を精算する。(図 7-2 参照)。



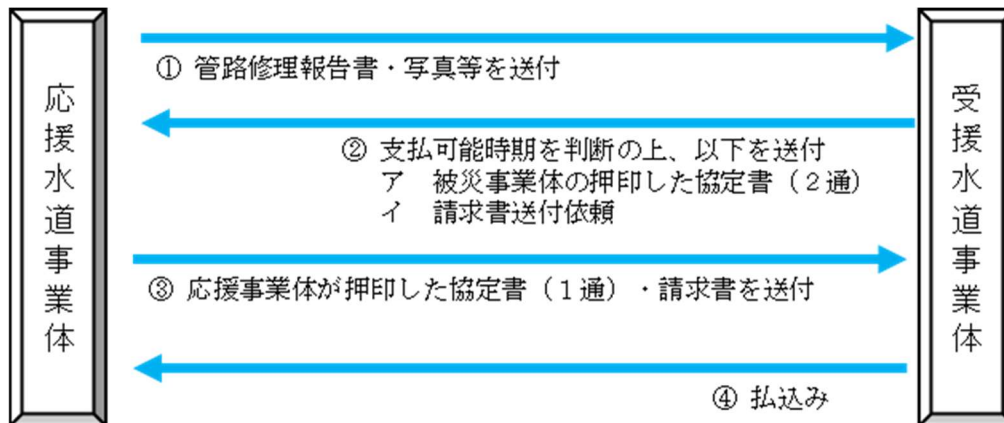
図 7-2 災害救助法が適用されない場合等の費用精算の手続き

7-7 応急復旧に係る経費の精算

(1) 応急復旧に係る経費の精算

応急復旧に係る費用精算の手続きについては、通常、**図 7-3** のとおりとなる。

応急復旧に関する工事について経費負担の根拠となる協定を締結し（既存の協定に負担区分が定められている場合、新たな協定の締結は不要）、応援水道事業体は費用負担区分に沿って受援水道事業体へ費用を請求する（**様式 12, 13** 参照）。



【手続きの流れ】

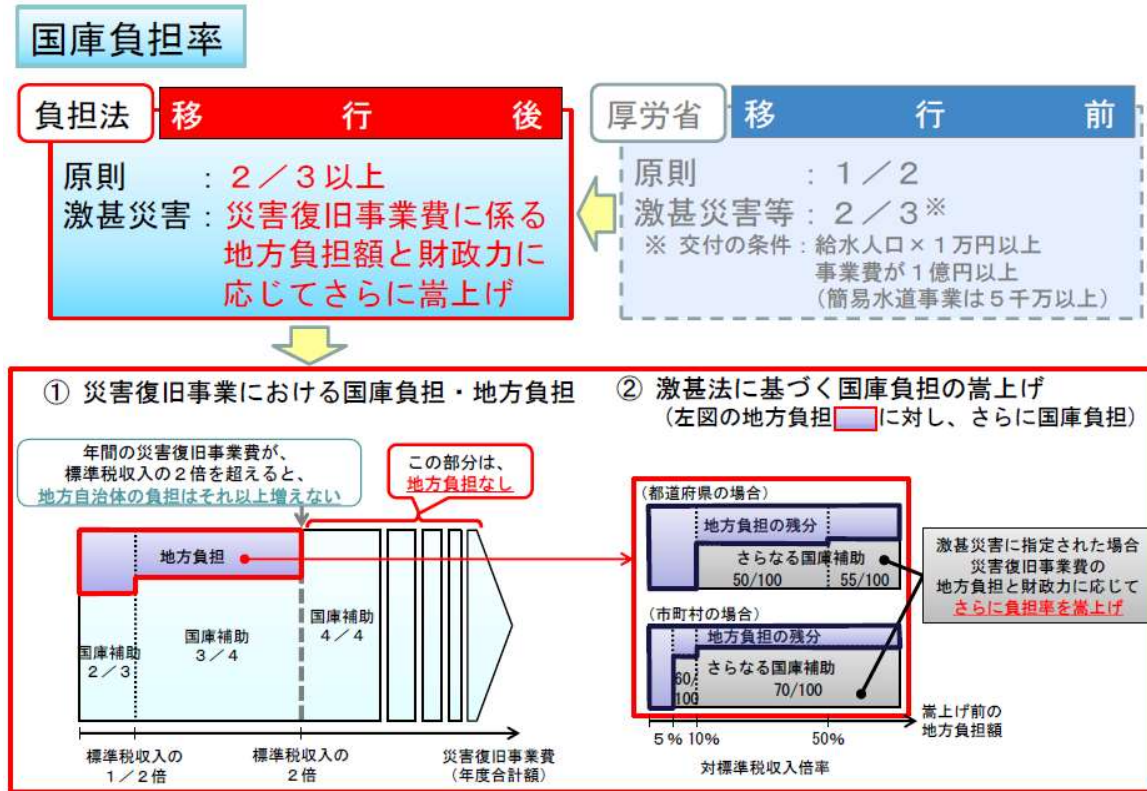
- ① 応援水道事業体が管路修理報告書 (**様式 23**) と写真等を受援水道事業体に送付する。
- ② 受援水道事業体は支払可能時期を判断の上、押印した協定書 2 通 (**様式 12**) と請求書送付依頼を応援水道事業体に送付する。
- ③ 応援水道事業体が押印した協定書 1 通と請求書 (**様式 13**) を受援水道事業体に送付。
- ④ 受援水道事業体は請求書に基づき支払いを行う。

図 7-3 応急復旧に係る費用精算の手続き

(2) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に係る国庫補助

令和 6 年 4 月 1 日以降に被災した水道施設の災害復旧事業は、河川、道路、下水道等と同じく「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が適用される。

被災水道事業体は災害査定を受け採択されると、同法に規定される割合で国庫補助を受けることができる（**図 7-4** 参照）。



- ※ 同法の対象となる施設は、「水道法に規定する水道施設又は一般の需要に応じて水を供給する給水人口が50人以上100人以下である水道（飲料水供給施設）のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設もしくは配水施設」である（法律補助）。
- ※ この他、大規模災害時には、査定設計委託費、漏水調査、給水施設（配水管から分岐して最初の止水栓の間）の復旧費についても、要綱により措置される（予算補助）。
- ※ 災害査定の実施時期については、「災害復旧の迅速化・円滑化に向けた取り組みについて」（平成19年3月15日付け国土交通省防災課防災調整官事務連絡）において、「災害査定の実施時期は、被災後2ヶ月以内に実施することを原則とし遅くとも3ヶ月以内に実施できるように努める」とされている。
- ※ 災害査定の手続き等については、p.72「2-6 災害査定用資料作成の手順」参照。

図7-4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の概要

(3) 地方債措置

地方公営企業災害復旧事業債では、すべての公営企業に係る災害復旧事業に要する経費を対象としている。

なお、地方公営企業災害復旧事業債の元利償還金に係る一般会計繰出金の1/2を特別交付税へ算入することができる（**図 7-5** 参照）。



図 7-5 災害復旧事業債と地方交付税措置

(4) 地方交付税措置

道府県分及び市町村分に係る特別交付税の算定にあたり、「災害復旧事業に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から上水道事業会計に繰り入れた額に0.5を乗じて得た額」が算入額として認められることとなる（特別交付税に関する省令第2条第1項第1号表第8号及び第3条第1項第3号イの表第9号）。

ただし、道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては財政力指数によって、算入額が異なる。

なお、同条により特別交付税の基礎額に算入することができる事業体は、次のいずれかに該当する場合に限る。

① 高料金上水道事業

前々年度の決算における有収水量1m³当たりの給水原価が272円以上で、かつ、有収水量1m³当たりの資本費が148円以上である上水道事業（令和6年度）

② 激甚災害により被災した上水道事業（道府県及び指定都市を除く。）

激甚な災害が発生した年度の料金収入見込額の概ね20%以上に相当する被害を当該激甚な災害により受けた事業又は激甚な災害が発生した年度の翌年度以降5事業年度中に発生することが見込まれる利益の総額をもって補てんすることができない損失を伴う被害を当該激甚な災害により受けた事業

③ 財政再建団体

地方公営企業法の規定に基づき財政の再建が行われている事業

7-8 応急給水・応急復旧費用に対するその他の財政措置

都道府県補助や災害の規模によっては特別に補助要綱等が策定されたり、地方財政措置等が図られることがある。

応援水道事業体が国や地方公共団体等から応援に要した費用の補填を受けた場合には、応援費用総額から補填額を差し引いた残りの額を受援水道事業体の負担とする。

国による財政措置を**表 7-3**に示す。

表 7-3 災害時における財政措置一覧

経費区分	措置先	関係省府	根拠法令等	措置財源	比率	備考
応急給水	被災都市 (一般会計)	内閣府	災害救助法 第18条	都道府県等 が支弁	応援に要した費用全額 (ただし、適用対象外経費 等を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法第67条に基づく応援要請が必要 ・法律上想定されている経費の範囲は、災害発生の日から7日以内 (旧厚生省告示H12-3-31告示第144号による) ・救助の事務を行うのに必要な費用も対象となる ・都道府県が負担した費用については、その費用が100万円以上の場 合、災害救助法第21条により普通税収入見込みに応じて都道府県 に対する国庫補助有り 普通税収入見込みの ア 2/100以下の部分 ⇒ 50/100 イ 2/100を超え4/100以下の部分 ⇒ 80/100 ウ 4/100を超える部分 ⇒ 90/100
	応援都市 (一般会計)	総務省	特別交付税に 関する省令	特別交付税	調査額×8/10	・被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行った応援等につ いて、一定の基準により算定した額
応急復旧	被災都市 (水道事業会計)	国土交通省	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	国庫補助金 (法律補助)	原則 : 2/3以上 激甚災害 : 地方負担額と財 政力に応じて嵩 上げ	対象施設 : 水道法に規定する水道施設又は一般の需要に応じて水を 供給する給水人口が50人以上100人以下である水道(飲 料水供給施設)のための取水施設、貯水施設、導水施 設、浄水施設、送水施設もしくは配水施設
	被災都市 (水道事業会計)	国土交通省	令和6年能登半島地震による 災害に係る水道施設等の災害 復旧費 補助金交付要綱 能登半島地震 (令和6年1月)	国庫補助金 (予算補助)	1/2	イ. 大規模災害時における水道施設の災害復旧において、災害査定を 受けるための設計書等の作成費用(測量・設計費)を補助する査 定設計委託費 ロ. 大規模災害時における漏水調査要綱記載の水道施設ならびに飲料 水供給施設における導水管、送水管、配水管等の管路の災害復旧 事業を実施する際に、被災の事実や被災の状況を確認するため に行うもののうち請負に係るもの ハ. 給水施設(配水管から分岐して最初の止水栓の間)の復旧費 (a) 地方公共団体が、配水施設等と水圧管理上一体的な関係にある 給水の施設の復旧事業を行うものであること (b) 当該給水の施設の復旧事業が行われなければ、配水池等の災害 復旧の効用が発揮できない場合であること
	被災都市 (水道事業会計)	総務省	「地方債同意等基準」等	地方公営企 業等 災害復旧債	国庫補助金控除後 の事業費全額	
	被災都市 (一般会計)	総務省	特別交付税に 関する省令	特別交付税	災害復旧事業費元利償還金 ×1/2	・高料金対策事業に該当する団体等において、元利償還金について一 般会計からの繰り入れがあった場合、都道府県及び市町村に対し特 別交付税措置有り(1/2)

8 労働災害等の基本的な考え方

応援活動に従事する際、被災地の現場では、地盤が緩んでいる等通常の作業とは諸条件が異なることから、土石流災害、土砂崩壊災害及び重機災害などの各種労働災害や公衆災害が懸念される場所である。このため、作業に従事する水道事業者の職員や工事事業者の従業員は、的確な指揮命令システムの構築及び日々の危険予知活動等によりこれらの災害発生リスクに備えておく必要がある。

しかしながら、万が一こうした労働災害等が発生した場合には、復旧の遅延をはじめ財産の損失、事業中断、人的損失又は賠償責任等、水道事業者及び工事事業者は企業体として大きな損害を受けることとなり、結果として、「刑事上の責任」、「民事上の責任」、「行政上の責任」及び「社会的(道徳的)責任」等の責任を負うことになる。

したがって、水道事業者及び工事事業者はこれらの損害に対して迅速かつ適切に対応する必要がある、また、事前にこれらの損害を軽減できるような措置(各種保険への加入等)をとっておく必要がある。

【この節の内容】

- 8-1 労働災害の取り扱い
- 8-2 第三者に対する損害賠償の取り扱い
- 8-3 その他の事故等の取り扱い

8-1 労働災害の取り扱い

(1) 水道事業者職員

被災地において応援活動に従事する応援水道事業者の職員の扱いは、平成7年の阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)での例によると、出張扱いとするとの判断が当時の自治省より示されており、今後もそれを参考とする。また、東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号等、近年の大規模な地震・風水害の際にも、応援水道事業者は出張扱いとしているのが通例である。

したがって、応援作業中の労働災害については出張中の公務災害として取り扱うこととし、地方公務員災害補償法の範囲内において補償の適用を受けることができる。

(2) 工事事業者

応援作業中の労働災害については、労働者災害補償保険法の範囲内において補償の適用を受けることができる。

なお、建設業の場合、元請負人が下請負人の労働者の分まで労災保険に加入しなければならない(強制加入)。この場合、実務的には元請負人から「労災保険加入証明書」等を提出させることが必要となる(提出がない場合は、作業等を行わせない)。

また、政府管掌の労災保険でカバーしきれない部分については、想定されるリスクに応じて民間の損害保険会社の保険(法定外補償条項、使用者賠償責任条項等が入っている保険等)を利用することが望ましい。

8-2 第三者に対する損害賠償の取り扱い

応援作業中に生じた事故等により第三者に損害を与えた場合の賠償は、原則として受援水道事業体が負担する。ただし、受援水道事業体の負担に関しては、「使用者責任」(民法第715条)に根拠を置くため、応援作業は、受援水道事業体の指示に基づいて行っていることを明確にしておく必要がある。

なお、受援水道事業体への往復途上で生じたものは、応援水道事業体が負担する。

8-3 その他の事故等の取り扱い

被災地における応援作業に着手後は、応援水道事業体の機器、工具の修繕等に関わる費用は、原則として受援水道事業体の負担とすることが適当である。

なお、受援水道事業体への往復途上で生じたものは、応援水道事業体が負担する。